

様式第三（第三十九条の二の三関係）

特定商取引に関する法律第四十八条第一項に基づく

クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
- (5) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。
- (6) 関連商品についても同様にクーリング・オフできます。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

役務提供事業者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

関連商品販売業者の名称

印

住所

電話番号

（備考）

- 一 特定権利販売契約の場合は、様式中「役務提供事業者」を「販売業者」とすること。
- 二 特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の三第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に役務の提供を受けていても、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 役務の対価が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。
- (7) 関連商品についても同様にクーリング・オフできます。